

建設工事等の最低制限価格等

太子町では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に向け取り組んでいます。工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）を参考に改正します。

1 建設工事の入札における最低制限価格等

施工管理及び安全対策を徹底し、工事の品質確保を図るため、最低制限価格を次のとおりとする。

また、建築工事等においても、最低制限価格を改定する。

【算定式】

○ 土木一式工事等最低制限価格

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.6 + 現場管理費×0.5 + 一般管理費×0.2	直接工事費× <u>0.97</u> + 共通仮設費× <u>0.9</u> + 現場管理費× <u>0.9</u> + 一般管理費等× <u>0.55</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建築工事等最低制限価格

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	直接工事費×0.85 + 共通仮設費×0.6 + 現場管理費×0.5 + 一般管理費×0.2	直接工事費× <u>0.87</u> + 共通仮設費× <u>0.9</u> + 現場管理費× <u>0.9</u> + 一般管理費等× <u>0.55</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 機器費を計上している機械設備工事・電気設備工事等

直接工事費	$(\text{機器費} \times 6/10 + \text{直接工事費}) \times 0.97$
共通仮設費	$(\text{機器費} \times 1/10 + \text{共通仮設費}) \times 0.9$
現場管理費	$(\text{機器費} \times 2/10 + \text{現場管理費}) \times 0.9$
一般管理費	$(\text{機器費} \times 1/10 + \text{一般管理費等}) \times 0.55$

※据付間接費・設計技術費等の経費は現場管理費とします。

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建設工事関連維持管理業務（除草等）

建設工事に準じて算定（直接工事費は90%に減額のうえ算定）

2 測量・建設コンサルタント等業務の入札における最低制限価格等

契約の適正な履行の確保を図り、ダンピング対策等を踏まえ、次のとおり最低制限価格を改定する。最低制限価格適用の有無については、入札通知書に記載する。

【算定式】

○ 測量業務

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	直接測量費×1.0 +測量調査費×0.0 +諸経費×0.3	直接測量費×1.0 +測量調査費× <u>1.0</u> +諸経費× <u>0.48</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 土木関係の建設コンサルタント業務

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +直接経費×1.0 +その他原価×0.6 +一般管理費×0.3	直接人件費×1.0 +直接経費×1.0 +その他原価× <u>0.9</u> +一般管理費等× <u>0.48</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建築関係の建設コンサルタント業務

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +特別経費×0.0 +技術料等経費×0.5 +諸経費×0.5	直接人件費×1.0 +特別経費× <u>1.0</u> +技術料等経費× <u>0.6</u> +諸経費× <u>0.6</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 地質調査業務

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	土木関係の建設コンサルに準じる	直接人件費× <u>1.0</u> +間接調査費× <u>0.9</u> +解析等調査業務費× <u>0.8</u> +諸経費× <u>0.45</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 補償関係業務

	平成29年3月入札まで	平成29年4月入札から
算定式	土木関係の建設コンサルに準じる	直接人件費× <u>1.0</u> +直接経費× <u>1.0</u> +その他原価× <u>0.9</u> +一般管理費等× <u>0.45</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

3 最低制限価格の算出における端数処理の取り扱い

- ① 算定式項目ごと見積額×乗率＝項目別の最低制限価格（1千円未満切捨）
- ② ①の項目別の最低制限価格を合計
- ③ ②の合計額を下記の区分により最終端数処理
 - ・1千万円未満＝1千円止め（1千円未満切捨）
 - ・1千万円以上、1億円未満＝1万円止め（1万円未満切捨）
 - ・1億円以上＝10万円止め（10万円未満切捨）

「実施時期」

平成29年4月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用。

ただし、「3 最低制限価格の算出における端数処理の取り扱い」は、令和2年5月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用。